3号意見「障害のある女子に関する一般的意見第3号」2016年

一般的意見とは、障害者権利条約をどのように解釈し実施しなければならないかを締約国に示す、国連・障害者権利委員会による公式文書です。

出された順で現在5号まで一般的意見が出されています。

障害のある女性についての一般的意見（3号意見）は、65のパラグラフで構成されていて、このリーフレットはその一部を掲載しています。

全文掲載:障害保健福祉研究情報システム（DINF）

日本障害フォーラム仮訳（真下弥生訳、

DPI女性障害者ネットワーク協力、石川ミカ監訳）

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd\_gc3\_2016\_women.html

このリーフレットは、3号意見が述べている実態と提起を部分引用したものです。

5章「国内における実施」は全文の掲載です。

国連で日本政府報告の審査を控えており、国内からのパラレルレポート検討も課題となっている中、勉強会や講座等で活用しやすいものをと作成しました。

それぞれの引用文末の〔〕内の数字は、3号意見のパラグラフの番号です。

作成:DPI女性障害者ネットワーク

dpiwomen@gmail.com

http://dwnj.chobi.net/

2017年11月29日版

写真:2016年2月国連女性差別撤廃委員会の審査を傍聴

障害者権利条約第6条「障害のある女性」

1締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これに関しては、障害のある女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2締約国は、この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメントを確保するためのすべての適切な措置をとる。

掲載元:障害のある人の権利に関する条約仮訳

川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付）

複合差別・交差差別とは

「複合差別」とは、ある人が2つないしそれ以上の理由に基づく差別を経験し、その結果、複雑化あるいは増幅した差別が引き起こされる状態を指します。

「交差差別」は、複数の差別の理由が同時に相互に作用し、それらを解きほぐすことができない状態を指します。

差別の理由としては、年齢、障害、種族的出身、先住民族であること、出身国若しくは社会的出自、ジェンダー・アイデンティティ、政治等への見解、人種、難民・移住者又は亡命希望者であること、宗教、性別、性的指向等が挙げられます。〔4c〕

暴力・搾取・虐待

障害のある女性は、他の女性と比較すると、暴力、搾取、虐待を受ける、より高いリスクにさらされています。暴力とは個人間で、あるいは制度的及び／又は構造的に起こり得るものです。〔29〕

障害のある少女に対する暴力には、ジェンダー特有のネグレクト、侮辱、隠匿、遺棄、思春期に増加する性的虐待及び性的搾取を含む虐待が含まれます。障害のある少女は、とりわけ家族やケア提供者から暴力を受けるリスクがあります。〔35〕

障害のある女性に対する性的暴力にレイプがあります。性的虐待は、政府系若しくは非政府系の施設、家庭やコミュニティ内など、あらゆる状況下で起こっています。とりわけろう及び盲ろうの女性、また知的障害のある女性は、孤立、依存、抑圧のゆえに、暴力と虐待の一層大きなリスクにさらされることがあります。〔33〕

障害のある難民・移住者・亡命希望者の女性も、市民権がないために医療制度や司法制度へのアクセスの権利を否定され、暴力を受けるリスクが高まる場合があります。〔49〕

（吹き出し囲み）

DPI?性障害者ネットワークが実施した「複合差別実態調査」でも、回答者の35%が性的被害を経験していました。

■性と生殖・健康

障害のある女性に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行は廃止されなければなりません。障害のある女性に、他の者との平等を基礎とした婚姻や子どもの数及び出産間隔の選択を認めない法律は、このような差別の一般的な例です〔25〕。

全ての女性と同様に、障害のある女性は、子どもの数や出産の間隔を選択する権利並びに性と生殖に係る健康、強要や差別、暴力からの自由を含む、自らのセクシュアリティに関する問題を管理し、自由にかつ責任を持って決定する権利を有しています。〔38〕

障害のある女性は障害のある子どもを生むという思い込みなど、有害な優生思想的な定型化された観念にも直面し、その結果、母親になることをあきらめさせられたり、阻止されたりすることもあります。〔39〕

障害のある女性は、総合的な性教育を含めた情報やコミュニケーションへのアクセスを、彼女たちは性に関心がないのだから、他の者との平等を基礎としたこのような情報は必要ないと思い込む有害な定型化された観念によって拒まれることもあります。また、情報がアクセシブルな形式で得られない場合もあります。〔40〕

障害のある女性、とりわけ知的障害のある女性や、ろう・盲ろうの女性が、性及び生殖に係る健康に関する情報にアクセスできない状況は、性的暴力を受けるリスクを高める可能性があります。〔41〕

合理的配慮の否定とは、（均衡を失した又は過度の負担を課さない）必要かつ適当な変更及び調整が、障害のある女性が他の者との平等を基礎として人権や基本的自由を享有することを確保するために必要であるにも関わらず、拒否される場合に発生する差別です。例えば、構築環境が物理的にアクセシブルではないために障害のある女性が保健センターでマンモグラフィー検査を受けられない場合、その女性は合理的配慮を否定されているといえます。〔17d〕

マンモグラフィーの機械や婦人科の内診台などの医療施設や設備は、障害のある女性にとって物理的にアクセシブルではないことが多いです。障害のある女性が医療施設や検診に行くための安全な交通手段がなかったり、金銭的に手が届かなかったり、アクセシブルではなかったりする場合もあります。〔42〕

（吹き出し囲み）

?本でも1996年まで法律が障害を理由に不妊や中絶を強制。本?の同意に基づかない不妊?術の対象とされた?の7割は?性でした。今も似たことがおきています。

■有害な固定観念、自立生活

（囲み）

障害のある女性に影響を及ぼすジェンダーと障害に関する定型化された観念には、以下が含まれる。〔47から抜粋〕

・他の人の負担になっている（面倒をみてもらわなければならない、

苦労・苦難・責任を負わせる種になっている）

・脆弱である（無防備、自立していない、誰かに依存している）

・被害者である（苦しんでいる、受け身である、無力であるとみなされる）

・劣っている（能力がない、価値がないとみなされる

・性的に異常であるetc.etc.

障害のある女性を子ども扱いし、その判断力を疑問視する有害な定型化された観念、障害のある女性が性に無関心あるいは性欲過剰であるという認識、アルビノ女性への性的暴力のリスクを高める迷信に強く影響された誤った信念や通説は全て、障害のある女性による本条約第16条に明記されている権利の行使を阻止するものです。〔30〕

障害のある女性は、障害のある男性や障害のない女性に比べ、より頻繁に法的能力に対する権利を否定されています。事情を知らされた上での自由な同意を礎とした場合も含む、自身の生殖に係る健康の管理を保持する権利、家族を形成する権利、どこで誰と生活するかを選択する権利、心身がそのままの状態で尊重される権利、財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての権利が、家父長的な代替的意思決定制度によって、しばしば侵害されています。〔51〕

障害のある女性は力量や能力が欠如しているなどという考え方に基づくジェンダー及び／若しくは障害に関する有害な定型化された観念から、障害のある母親は法的差別に直面する可能性があります。このため、障害のある母親は、児童保護手続において目立って大きな比率を占め、養子縁組及び／若しくは施設収容された子どもとの連絡や彼らに対する親権を不相応なまでに失っています。さらに、妻の心理社会的障害を理由に、夫が別居若しくは離婚を認められることもあります。〔46〕

障害のある女性は、有害な定型化された観念や差別、手続上の合理的配慮の欠如のために、搾取、暴力、虐待に関するものを含む司法手続の利用を阻む障壁に直面し、信用性を疑われ、告発を却下される可能性があります。手続の実施に対する否定的な態度によって、被害者がおじけづいたり、正義の追求をあきらめてしまうこともあります。そのような態度の例として、煩雑な、又は品位を傷つけるような報告手順、被害者に対する法的救済策の提供ではなく社会サービスへの紹介、警察若しくは他の法執行機関による見下げるような拒絶的態度などが挙げられます。このために問題が免責・不可視化され、その結果、暴力が長期にわたり継続することがあり得ます。

障害のある女性は、ケア提供者から受けるべき支援が受けられなくなるかもしれないと懸念して、暴力、搾取若しくは虐待の報告をためらうこともあります。〔52〕

教師、保健サービス提供者、警察官、検察官、裁判官のいずれかを問わず公務員と広く一般の人々による、障害のある女性に関する有害な定型化された観念を阻止するという意識やそのための研修及び政策の欠如が、しばしば権利の侵害を引き起こすことがあります。〔17e〕

ジェンダーと障害の有害な定型化された観念が結びつくと、女子教育よりも男子教育の重視、ジェンダーや障害に関する不当な定型化された観念を永続化させる教材の使用（中略）、家庭内でのジェンダーに基づく活動の遂行、ケア提供者としての役割を女子に付与すること（中略）といった差別的な態度や政策、慣行が加速されます。〔56〕

障害のある人が労働の権利を行使しようとする際に直面する一般的な障壁とはまた別に、障害のある女性は、セクシュアル・ハラスメント、不平等な賃金、異議申し立てを却下する差別的な態度を原因とする、救済を求める機会の欠如、また物理的障壁や情報通信関連の障壁など、職場における平等な参加を阻む独特の障壁にも直面しています。〔58〕

差別の結果、女性は世界の貧困者の中でも不均衡なほど高い割合を占めており、特に正式な雇用による収入に関して、選択肢や機会の欠如へとつながっています。〔59〕

（囲み）

話し合ってみよう！

3号意?を読んで、どんなことを感じましたか？

?分の経験と重なり合うことがありますか？違いはありますか？

「3号意見Ⅴ.国内における実施」

61.本委員会は、締約国の報告の審査において、障害のある女性が差別を受けることなく、他の者と平等を基礎として、本条約第6条及び他の関連条文に従い、全ての権利を完全に享有することを確保するに当たり、締約国が数々の一貫した課題に直面していると指摘してきた。

62.前述の規範的内容と義務に照らし、締約国は、第6条の完全な実施を確保し、そのための十分なリソースを提供するために、以下に挙げる措置をとらなければならない。

63.締約国は、特に以下の方法により、複合的な差別と戦わなければならない。

(a)本条約が掲げる全ての権利を障害のある女性が享有することを妨げる差別的な法律、政策及び慣行を廃止すること。すなわち、ジェンダーや障害を理由とした差別及びその交差的な形態をとった差別を法律で禁止し、障害のある女子への性的暴力を犯罪とし、あらゆる形態の強制不妊手術・強制中絶・合意のない避妊を禁止し、ジェンダー及び／若しくは障害に関するあらゆる形態の強制治療を禁止し、障害のある女性を差別から守るために、全ての適当な法的措置をとる。

(b)障害のある女性の権利が全ての政策、とりわけ女性全般に関わる政策及び障害に関する政策に組み込まれることを確保するために、適当な法律、政策及び行動を採用する。

(c)障害のある女性の参加を阻む、若しくは制限する全ての障壁に対処し、障害のある女性並びに障害のある少女の見解や意見が、彼女たちを代表する団体を通して、その生活に影響を与える全てのプログラムの計画、実施及び監視に取り入れられることを確保し、国内の監視システムに関係する全ての部門及び団体に障害のある女性の参加を得る。

(d)障害のある女性に関連のあるあらゆる分野における、これらの女性の状況に関する資料を、障害のある女性の団体と協議の上、本条約第6条の実施に向けた政策立案の指針とすることを目的として収集・分析し、あらゆる形態の差別、とりわけ複合的・交差的な差別を撤廃し、適切な監視と評価のために資料収集システムを改善する。

(e)全ての国際協力を、障害及びジェンダーに配慮した、かつインクルーシブなものとすることを確保し、持続可能な開発目標（SDG）とそのターゲット及び指標並びにその他の国際的枠組など、持続可能な開発のための2030アジェンダを実施する際に、障害のある女性に関する資料及び統計を盛り込む。

64.締約国は、特に以下の方法により、障害のある女性の能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するために、全ての適当な措置をとらなければならない。

(a)障害のある女性が、他の者との平等を基礎として、女性全般、とりわけ障害のある女性の団体やネットワークを組織し、これに参加する権利に関する活動を含む政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することを阻む、あらゆる法律や政策を廃止する。

(b)障害のある女性の能力開発、向上及び自律的な力の育成のための差別是正措置を、障害のある女性の団体と協議の上、不平等にただちに対処し、障害のある女性の他の者と均等な機会の享受を確保することを目的として採用する。このような措置は、とりわけ司法手続の利用の機会、暴力廃絶、家庭及び家族の尊重、性に係る健康と生殖に対する権利、保健、教育、雇用、社会的な保障の分野で採用されなければならない。障害のある女性が使用する公共及び民間のサービス並びに施設は、本条約第9条及び本委員会によるアクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）に則り、完全にアクセシブルでなければならず、公共及び民間のサービス提供者は、適用可能な人権規範と、差別的な規範や価値観を峻別してこれに立ち向かうことに関する訓練や教育を受けることで、障害のある女性に対して適当な注意、支援及び援助を行うことができるようにならなければならない。

(c)障害のある女性が、事情を知らされた上での自由な同意と、自身の生活に関わる決定を行えるように、本委員会による法律の前における平等な承認に関する一般的意見第1号（2014年）に則り、障害のある女性がその法的能力の行使に必要とする支援を利用する機会を提供するための効果的な措置を採用する。

(d)障害のある女性の団体やネットワークの設立を支援・推進し、また障害のある女性が、あらゆる段階の公的意思決定機関で主導的役割を果たすことができるよう支援・奨励する。

(e)障害のある女性に関連のあるあらゆる領域における、これらの女性の状況に関する特別な調査、とりわけ障害のある女性の能力開発・向上・自律的な力の育成を妨げる要因に関する調査の実施を促進し、障害のある人並びに女性全般に関する資料の収集において障害のある女性を考慮し、障害のある女性の能力開発・向上・自律的な力の育成に向けた政策を適切に目標として掲げ、障害のある女性とその代表団体を資料収集の計画・実施・監視並びに評価及び研修に参加させ、公共政策及び慣行の改善に向けて、障害のある女性の多様な実体験を効果的に見出しかつ把握できるシステムを創設するために、協議の仕組みを設置する。

(f)地域社会並びに国・地域・グローバルレベルにおける、障害のある女性の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を阻む法的障壁、手続上の障壁、実践上の障壁、社会的障壁の撤廃を目指す国内の全ての取り組みと一致した方法による国際協力と援助、並びに障害のある女性の、自身の生活に影響を与える国際協力プロジェクト及びプログラムの計画、実施及び監視への参加を支援・促進する。

65.締約国は、ジェンダー平等に取り組んでいる関連国連組織による勧告を考慮し、それらを障害のある女子に対して適用しなければならない。

以上